

治療用装具の請求に必要な書類について

【申請の流れ】

- 1 保護者は治療用装具を製作した業者に装具代金の全額を支払う。
- 2 保護者は、加入している医療保険者に対し、保険給付分を請求する。
- 3 医療保険者から、保護者に対して保険給付分が支給され、支給決定通知書
が送付される。
- 4 保護者は、市に対して育成医療給付分を請求する。
- 5 市は、保護者に対して育成医療給付分を支給する。

【申請書類】

- 1 自立支援医療（育成医療）治療用装具費請求書
- 2 自立支援医療（育成医療）治療用装具装着等証明書
※ 指定育成医療機関の担当する医師による作成が必要です。
- 3 当該治療用装具の支給認定に係る受給者証の写し
- 4 当該治療用装具の支給月の上限額管理票の写し
- 5 当該治療用装具の領収証の写し
- 6 当該治療用装具の明細書
- 7 医療保険の支給決定通知書
- 8 振込先通帳の写し
- 9 本人・保護者の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- 10 本人確認ができるもの

（提出先）〒659-8501
芦屋市精道町7番6号
芦屋市こども福祉部福祉室障がい福祉課
T E L 0797-38-2043
F A X 0797-38-2160